

幼稚園型認定こども園アソカ幼稚園
重要事項説明書

本園における幼児教育・保育の提供の開始にあたり、説明すべき内容は次のとおりです。

1 施設運営主体

名称	学校法人鹿児島竜谷学園	代表者氏名	理事長 森田 順照
所在地	鹿児島市東千石町21-38	電話番号	099-226-3191

2 施設概要

施設の種類	幼稚園型認定こども園
施設の名称	学校法人鹿児島竜谷学園幼稚園型認定こども園アソカ幼稚園
施設の所在地	鹿児島市新屋敷町25-25
連絡先	099-222-0523
管理者	園長 義永 淳子
対象児	満3歳以上の小学校就学前の幼児
利用定員	≪1号認定児≫満3歳以上の小学校就学前の幼児のうち、2号認定児以外の幼児・・・50人 ≪2号認定児≫満3歳以上の小学校就学前の幼児のうち、保育を必要とする幼児・・・20人
設立年月日	昭和29年3月2日（認定子ども園開設 平成27年4月1日）

3 事業の目的・運営方針

事業目的	・幼児の教育・保育を一体的に行い、幼児の健やかな成長のために適切な環境を与えてその心身の発達を助長する。 ・地域における就園していない家庭などへの子育て支援を行う。
運営方針	・宗教的情操教育の中で、心身ともにたくましく感性豊かな幼児の育成と、子育ての不安に対応した支援等を通して、地域に信頼される園を目指す。

4 当園における施設・設備などの概要

(1) 施設

敷地	園舎敷地：218㎡	園庭：450㎡	その他：125㎡
園舎	構造：鉄筋コンクリート	延べ床面積：344㎡	

(2) 主な施設

保育室	1階：もも組（34㎡）	ちゅうりつぶ組（28㎡）	
	2階：たんぼぼ組（36㎡）	さくら組（54㎡）	
ステージ	（28㎡）	調理室1階（26㎡）	トイレ：1階（16㎡） 2階（16㎡）
職員室	（34㎡）	その他（72㎡）	

5 職員の配置状況

園長 1 (園務をつかさどり所属職員を監督する。)	
主幹教諭 1 (園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し並びに幼児の保育をつかさどる。)	
教諭 1 2 (教諭 4 常勤 2 非常勤 6 幼児の教育保育をつかさどる。)	
補助職員 2 (バス運転手 1 → スクールバスの運行、幼児の安全確保及び環境整備等) (事務 1 → 園の事務その他付随する業務)	
補助活動職員 4 (バス添乗員 1 給食調理員 3)	計 20人
園医・園歯科医・園薬剤師は、幼児の健康管理に従事する。	

6 特定教育・保育を提供する日

鹿児島市から受けた支給認定区分ごとに、令和4年度の休園日は次のとおりです。

《1号認定児》

①国民の祝日	②土曜日・日曜日	
③春季休業日	4月 1日から4月 6日まで	3月25日から3月31日まで
④夏季休業日	7月21日から8月31日まで	
⑤冬季休業日	12月24日から翌年1月9日まで	

《2号認定児》

①国民の祝日	②日曜日	③12月29日から翌年1月3日まで	④3月31日
--------	------	-------------------	--------

※ 令和3年度の市保育幼稚園課からの指導により、台風などの自然災害時には、園児及び職員の安全確保のため、臨時休園することができる旨の通知がありました。

7 幼児教育・保育の提供時間

鹿児島市から受けた支給区分ごとに、以下のとおり利用可能な時間帯が異なります。

年齢区分	満3歳から5歳	
保育認定	1号認定	2号認定
開園時間	7時から19時(最長12時間 ただし土曜日は18時まで)	
教育時間	4時間	4時間
共通教育時間	10時から14時(4時間)	
教育保育時間	10時から14時(教育)	保育標準時間11時間(教育4時間) 保育短時間8時間(教育4時間)
一時預かり	利用可能: 14時~18時 (別途200円徴収)	利用可能: 14時~18時
長期休業日・土曜日	600円(含給食費) 午前200円 午後200円	利用可能
延長保育	利用可能: 18時~19時 (別途150円徴収)	利用可能: 18時~19時 (別途150円徴収)

8 提供する幼児教育・保育などの内容

本園は、子ども子育て支援法、その他の関係法令を遵守し、幼保連携型認定子ども園教育・保育要領を踏まえ、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき、利用する子どもの心身の状況に応じて、幼児教育・保育を提供します。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

(2) 1号認定児及び2号認定児においては、クラスを一体的に編成し、教育共通時間においては教育を行います。また、自然体験や社会体験など多様な体験活動を重視します。

(3) 食事は、自園による完全給食を概ね次の時間帯に提供します。また、2号認定児を含む預かり保育では、おやつを提供し、延長保育においてもおやつを提供します。

昼食：11時30分頃～ 午後のおやつ：15時頃～（月・金は、手作りおやつです。）

延長保育のおやつ：18時頃～

※長期休業中は、このほかに午前10時頃におやつを設定します。

※献立表は、毎月お知らせします。食べ物アレルギーへは、可能な限りの対応をします。

(4) スクールバスの利用

スクールバス利用希望者については、送迎を行います。ただし、1号認定（幼稚園機能利用）の園児については登園及び降園の送迎を、2号認定（保育所機能利用）の園児については、降園時刻を定めることができないため登園のみ利用とさせていただきます。

※スクールバス利用は、往復1,400円、片道700円の別途料金（月額）が必要となります。

※スクールバスで帰宅した際、保護者が予定の時間・停車場所に不在の場合は園児の安全確保のため、幼稚園に連れ帰ることがあります。（この場合、預かりの料金が発生します。）

9 利用料金等 ※平成30年度の内容です。平成31年10月からの制度の変更があります。

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担金（保育料）

支給認定証の発行を行った鹿児島市が定める利用者負担額（月額）を本園にお支払いいただきます。但し、やむを得ず休園した場合は、休園届を提出して日割り計算した金額となります。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等（実費徴収）

利用者負担額のほか、下表の費用を負担していただきます。

給食費（1号認定）	3800円（毎月）
給食費主食のみ（2号認定）	600円（毎月）
体育教室代	500円（4・8月を除く年10回）
父母の会費	600円（8月を除く年11回）

(3) 口座引き落としによる支払い

保育料他毎月の支払いについては、ゆうちょ銀行の口座引き落とし（月1回）により行うこととします。詳細については別途お知らせします。なお、都合で引落が出来なかった場合は、徴収袋にて納金をお願いします。

1 0 利用契約の開始及び終了に関する事項

本園を利用開始するにあたっては、本園入園申込書の提出をしていただき、鹿児島市の支給認定申請書を受けとっていただきます。入園手続きは募集時、入園申込書を受付順に行います。

また、利用者が以下の場合には、幼児教育・保育の提供を終了いたします。また、転園・途中退園などの場合は、関係書類による市役所への手続きを行いますので、退園届など報告等に遺漏がないようご協力をお願いします。

(1) 園児が小学校に就学したとき

(2) 子ども・子育て支援法第24条第1項第2号または第3号の規定により、支給認定が取り消されたとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき

※2号認定児は欠席が1か月以上続いた場合、市と協議をして対応することもあります。

1 1 嘱託医等

当園は、以下の医療機関と委託契約を締結しています。

(1) 園医（内科）

医療機関の名称	松村内科
医院長名	松村太郎
所在地	鹿児島市中央町13-8
電話番号	253-2593

(2) 園医（歯科）

医療機関の名称	すがわらデンタルクリニック
医院長名	菅原はるか
所在地	鹿児島市南林寺町23-1
電話番号	295-6024

(3) 園薬剤師

医療機関の名称	鹿児島調剤薬局
薬剤師名	宮之原麻里
所在地	鹿児島市桜ヶ丘8丁目26-7
電話番号	260-0380

1 2 緊急時の対応

本園では、保護者の利便性に資するため、全員にメールによる連絡網に入っていていただきます。緊急時は、メールで園からの情報発信を行います。なお、メールが使用できない場合、緊急を要する場合は電話による連絡を行います。

緊急時の連絡については、次のとおりです。

(1) 保育中に発熱、体調不良等の症状が見られたとき	緊急連絡先に記載している連絡先に電話し、お迎えに来ていただきます。なお、緊急を要するとき連絡が取れない場合は、本園の判断で速やかに医療機関を受診することもあります。
(2) 台風等の対応で保護者全員に周知すべき事項が発生したとき	事前に紙媒体による連絡や、メールにより一斉連絡します。
(3) 火災・風水害等が発生したとき	状況に応じてお迎えをお願いする場合があります。その際は、メールにより一斉連絡します。
(4) インフルエンザ等感染症の流行が懸念される時	2名以上の感染者が発生したときはメール連絡網により一斉連絡します。

1 3 投薬

本園では、基本的に投薬については行わないこととします。ただし、保護者から書面により依頼を受けた場合のみ、医師の指示による投薬を保護者の代わりに行うことがあります。

その際には、当日のみを園児に持たせてください。

1 4 要望・苦情等に関する相談窓口

本園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

ご利用時間	9：00～18：00
窓口担当者	義永 淳子（よしなが あつこ） 中原 眞由美（なかはらまゆみ） 電話099-222-0523 FAX：099-222-0536
第三者委員	西本願寺鹿児島別院清南出張所所長 竹原 龍太郎 電話099-222-5939

※ 担当者が不在の場合は、窓口担当者以外の職員にお申し出ください。

1 5 非常災害時の対応

本園では、非常災害に関する具体的な計画を立てて、防火管理者を定めて非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知すると共に、定期的に避難及びその他必要な訓練を実施します。

非常時の対応・・・・・・・・・・	別途に定める防火防災計画により対応します。
防災設備・・・・・・・・・・	火災報知器 2 ガス漏れ検知器 1 非常警報装置 1 消火器 6 その他防災カーテン設置
避難・消火訓練・・・・・・・・・・	避難及び消火訓練は、毎月実施します。
管轄する消防署と警察署	南林寺分遣隊 鹿児島中央警察署（城南交番）

1 6 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

保険の種類	独立行政法日本スポーツ振興センター保険
保険事故	負傷、疾病、傷害、死亡への対応
保険金額	1人当たり 年295円

1 7 守秘義務及び個人情報の取り扱いに関する事項

- (1) 守秘義務及び個人情報の取り扱いについては、本学園の運営規定(勤務心得)並びに個人情報取り扱い規定に基づいて慎重に対応します。
- (2) 鹿児島市が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の金額の情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用します。
- (3) 本園はホームページ上に公開する写真等について、園児のプライバシー保護に努め、別紙同意書に記載のとおりに取り扱いいたします。
- (4) 園児・保護者の氏名・住所等は必要な園務以外には使用しません。
- (5) 本園は国の法令に従い「要録」を小学校に送付するとともに、一人一人の子どもの健やかな育ちのために必要に応じて他の特定教育・保育施設等、地域子ども子育て支援事業を行う者、その他の機関に対して、子どもに関する情報を提供する場合があります。

例： 「要録」とは園児が卒園して小学校に就学する時に送付するもの。要録には子どもの氏名や住所などの基本情報と「保育に関する育ち」を記録しています。

例： 幼稚園在園と同時に療育施設に通所している場合の情報交換等。

18 虐待の防止のための措置に関する事項

職員研修	年に1回実施
通告義務	虐待を受けていると思われる子どもに気付いた場合には、関係機関に連絡する。(児童福祉法第25条)

19 利用に当たってのその他の留意事項

- (1) 本園は浄土真宗のみ教えに基づく園行事や保育活動を行っています。定期的に仏参を行い、手を合わせて拝む機会を設けています。
- (2) 保護者の方全員に出席を案内する行事があります。
父母の会総会(4月・3月) 春の一日遠足(5月) 誕生会(関係月)
家族参観日(6月) 大運動会(10月) 発表会(12月) 個人面談(2月)

20 父母の会との連携

本園は充実した教育の推進を図るため、父母の会と連携した園行事に努めます。

21 学校関係者評価委員会の開催

本園が実施する自己評価の客観性や透明性を高めるとともに、幼稚園・家庭・地域が幼稚園の現状と課題について共通の理解を深めて相互の連携を促し、園運営の改善への協力を促進することを目的として行います。